

第2条の見出しを「(入学することができる者)」に改め、同条中「盲学校等」を「学校」に改める。
 第3条を削る。
 第4条第1項中「盲学校等」を「学校」に改め、「の本科、専攻科又は別科」を削り、同条を第3条とする。
 第5条中「盲学校等」を「学校」に改め、同条を第4条とする。
 第6条中「盲学校等」を「学校」に改め、「の本科、専攻科及び別科」を削り、同条を第5条とする。
 別表を削る。
 様式第1号中「様式第1号(第4条関係)」を「様式第1号(第3条関係)」に改める。
 様式第2号中「様式第2号(第4条関係)」を「様式第2号(第3条関係)」に改める。
 様式第3号中「様式第3号(第5条関係)」を「様式第3号(第4条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会
 委員長 平 田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第9号

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

高等学校奨学資金貸与規則(平成14年兵庫県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「災害による」を「貸与の」に改める。

第21条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、奨学生が、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5章の規定に基づき実施される技能検定又はこれと同等と教育長が認める検定若しくは講習(以下「検定等」という。)を受けるため、1つの検定等につき、手数料等として1万円を超える額を負担し、その者から高等学校奨学資金一時金貸与願(様式第10号の2)の提出があった場合には、その超える額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を、別表第1及び別表第3に掲げる額とは別に、高等学校奨学資金一時金として貸与することができる。

様式第6号(裏)の部中

| 年度 | 年 月から 年 月まで | 月 | 円 | 円 |
|----|-------------|---|---|---|
| 年度 | 年 月から 年 月まで | | | |
| 年度 | 年 月から 年 月まで | | | |
| 年度 | 年 月から 年 月まで | | | |
| 年度 | 年 月から 年 月まで | | | |
| 年度 | 年 月から 年 月まで | | | |

を

| 年度 | 年 月から 年 月まで | 月 | 円 | 円 |
|----|-------------|---|---|---|
| 年度 | 年 月から 年 月まで | | | |
| 年度 | 年 月から 年 月まで | | | |

| | | | | |
|----|-------------|--|--|--|
| 年度 | 年 月から 年 月まで | | | |
| 年度 | 年 月から 年 月まで | | | |
| 年度 | 年 月から 年 月まで | | | |
| | 一 時 金 | | | |

に改める。

様式第7号中

| 借用始期年月～借用終期年月 | 借用月数 a | 借用月額 b | 借用金額 a × b |
|---------------|--------|--------|------------|
| 年 月分～ 年 月分 | 月 | 円 | 円 |
| 年 月分～ 年 月分 | 月 | 円 | 円 |
| 年 月分～ 年 月分 | 月 | 円 | 円 |
| 年 月分～ 年 月分 | 月 | 円 | 円 |
| 年 月分～ 年 月分 | 月 | 円 | 円 |

を

| 借用始期年月～借用終期年月 | 借用月数 a | 借用月額 b | 借用金額 a × b |
|---------------|--------|--------|------------|
| 年 月分～ 年 月分 | 月 | 円 | 円 |
| 年 月分～ 年 月分 | 月 | 円 | 円 |
| 年 月分～ 年 月分 | 月 | 円 | 円 |
| 年 月分～ 年 月分 | 月 | 円 | 円 |
| 年 月分～ 年 月分 | 月 | 円 | 円 |
| 一 時 金 | | | 円 |

に改める。

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2 (第21条関係)

※

| | |
|-------|-----|
| 学校番号 | - - |
| 奨学生番号 | - - |
| 生徒氏名 | |

高等学校奨学資金一時金貸与願

年 月 日

兵庫県教育委員会 様

申請者 学 校 名 立 _____ 学校 (第 _____ 学年)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

連帯保証人 住 所 _____

(法定代理人)氏 名 _____ ㊟

下記の検定等を受けるため、高等学校奨学資金一時金の貸与を受けたいので、高等学校奨学資金貸与規則第21条の規定により願います。

| | | |
|---------------------------|-----------|-------|
| 受けようとする検定等 | 名 称 | |
| | 実 施 日 | 年 月 日 |
| | 手 数 料 等 A | 円 |
| 貸 与 額 A - 1万円(千円未満切捨て) | | 円 |

- (注) 1 受検票等(受検票等がない場合は申込書)及び手数料等の額が確認できる書類の写しを添付してください。
- 2 「名称」の欄には、技能検定の場合は、検定職種名を、特別教育講習の場合は、講習科目名をそれぞれ付記してください。
- 3 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高等学校奨学資金貸与規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平 田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第10号

高等学校奨学資金貸与規則を廃止する規則

高等学校奨学資金貸与規則(平成14年兵庫県教育委員会規則第14号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において旧規則第2条第1号に規定する高等学校等に在学し、現に旧規則の規定に基づき旧規則第1条に規定する奨学資金の貸与を受けている者は、この規則の施行後も、当該高等学校等の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、奨学資金の貸与を受けることができる。この場合において、旧規則の関係規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧規則の規定(前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則の関係規定を含む。)に基づき奨学資金の貸与を受けた者に係る旧規則の規定は、その者が貸与を受けた奨学資金を返還するまでの間に限り、なおその効力を有する。

兵庫県立歴史博物館管理規則及び兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平 田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第11号

兵庫県立歴史博物館管理規則及び兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部を改正する規則

(兵庫県立歴史博物館管理規則の一部改正)

第1条 兵庫県立歴史博物館管理規則(昭和57年兵庫県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条ただし書」を「第5条第2項」に改める。

(兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立人と自然の博物館管理規則(平成4年兵庫県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条中「観覧料、特別観覧料」を「観覧料(特別展示観覧料を含む。)、特別観覧料」に、「観覧料の」を「観覧料(特別展示観覧料を含む。)の」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特別展示観覧料)

第5条 条例第5条第2項に規定する特別展示の場合の観覧料は、教育委員会が定める。

別表第1中「別表第1(第5条関係)」を「別表第1(第6条関係)」に改める。

別表第2中「別表第2(第8条関係)」を「別表第2(第9条関係)」に改める。

様式第1号中「様式第1号(第5条関係)」を「様式第1号(第6条関係)」に改める。

様式第2号中「様式第2号(第7条関係)」を「様式第2号(第8条関係)」に改める。

様式第3号中「様式第3号(第11条関係)」を「様式第3号(第12条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会
委員長 平田 幸廣

兵庫県教育委員会規則第12号

兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則(昭和38年兵庫県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第3条関係)

但馬文教府利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

申請者 住 所 _____

氏 名(団体にあつては、団体名及び責任者氏名) _____

電 話 _____ 番

| | | | |
|-------------|-----------|------------|----|
| 集会の名称 | | | |
| 利用の目的 | | | |
| 利用予定人員 | 人 | ※ 利用実人員 | 人 |
| 利用する施設の名称 | | | |
| 利用する設備器具の名称 | | | |
| 期 間 | 年 月 日 時から | | 日間 |
| | 年 月 日 時まで | | |
| ※ 備 考 | | | |
| ※ 使 用 料 | | | |

(注) ※印の欄は、利用者において記入しないでください。

兵庫県立考古博物館管理規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平 田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第13号

兵庫県立考古博物館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例（平成19年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、兵庫県立考古博物館（以下「博物館」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 博物館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、展示室にあっては、閉館時刻の30分前以降は、入館させないものとする。

(1) 展示室

ア 4月から9月までの期間 9時30分から18時まで

イ 10月から翌年3月までの期間 9時30分から17時まで

(2) 展示室以外の施設

ア 4月から9月までの期間 9時から18時まで

イ 10月から翌年3月までの期間 9時から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。
(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

(2) 1月1日及び12月31日

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(観覧料の納付)

第4条 条例第5条の規定により博物館に展示されている博物館資料を観覧しようとする者は、観覧料を納めて観覧券の交付を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合には、あらかじめ観覧券の交付を受け、観覧を終了した後に納付することができる。

2 観覧券の発売時間は、展示室の開館時刻から閉館時刻の30分前までとする。

(特別展示観覧料)

第5条 条例第5条第2項に規定する特別展示の場合の観覧料は、教育委員会が定める。

(特別観覧の許可等)

第6条 条例第6条の規定により特別観覧をしようとする者は、特別観覧許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の特別観覧許可申請書の提出があった場合において、特別観覧の許可を決定したときは、特別観覧許可書を申請者に交付するものとする。

3 条例第6条に規定する教育委員会規則で定める特別観覧料の額は、別表のとおりとする。

(展示品の利用)

第7条 条例第8条第1項第1号に規定する教育委員会規則で定める物は、展示室に展示する博物館資料のうち体験学習の用に供するものとする。

(施設の利用の許可)

第8条 条例第9条第1項の規定により博物館の施設を利用しようとする者は、当該施設を利用しようとする日の5日前までに、兵庫県立考古博物館利用許可申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の利用許可申請書の提出があった場合において、利用の許可を決定したときは、兵庫県立考古博物館利用許可書を申請者に交付するものとする。

(特別観覧料及び使用料の納付)

第9条 特別観覧許可書及び兵庫県立考古博物館利用許可書の交付を受けた者は、直ちに、特別観覧料及び使用料を納付しなければならない。

(観覧料等の免除)

第10条 条例第11条の規定により教育委員会が観覧料（特別展示観覧料を含む。）、特別観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）の全部又は一部を免除することができる場合及びその場合における免除の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次に掲げる者が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき。 観覧料（特別展示観覧料を含む。）の2分の1に相当する額

ア 県内に居住する65歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介護者

(2) その他教育委員会が特別の理由があると認めたとき。 観覧料等に相当する額のうち教育委員会が必要と認めた額

(観覧料等の還付)

第11条 条例第12条ただし書の規定により教育委員会が観覧料等の全部又は一部を返還することができる場合及びその場合における返還する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

る。

(1) 観覧料等を納めた者が、その責めに帰することができない理由により観覧、特別観覧又は施設の利用ができなくなったとき。 観覧料等に相当する額

(2) 使用料を納めた者が、次に掲げる期日までに施設の利用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたとき。

ア 利用の日の7日前までのとき。 当該使用料の全額

イ 利用の日の3日前までのとき（アに該当する場合を除く。）。 当該使用料の2分の1に相当する額

2 条例第12条ただし書の規定により観覧料等の返還を受けようとする者は、兵庫県立考古博物館観覧料等還付請求書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（寄託又は寄贈）

第12条 博物館に博物館資料の寄託又は寄贈をしようとする者は、教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

（権限の委任）

第13条 教育委員会は、条例及びこの規則の規定により教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。

2 教育長は、前項の事務の一部を館長に委任することができる。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号、第4条から第7条まで、第9条（特別観覧許可書及び特別観覧料に係る部分に限る。）、第10条（観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。）及び第11条（観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。）の規定は、同年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 区 分 | 特別観覧料（1点1回につき） | | |
|-----------|----------------|--------------|----------------|
| 熟 覧 ・ 拓 本 | 150円 | | |
| 模 写 ・ 模 造 | 2,000円 | | |
| 撮 影 | | 学術研究を目的とする場合 | 学術研究以外を目的とする場合 |
| | 単 色 | 150円 | 1,000円 |
| | 原 色 | 300円 | 2,000円 |

備考 1 博物館資料で、一式、一組等で一資料とするものは、それらを1点とする。

2 撮影は、同一作品について原板3枚以内を1回とする。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

特 別 観 覧 許 可 申 請 書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 - - 番

次のとおり申請します。

| 品 目 | 点 数 | 所 有 者 | 備 考 |
|-------------|---------------|-------|-------------|
| | | | |
| 観 覧 希 望 日 時 | 年 月 日 時から 時まで | | |
| 研 究 の 方 法 | 熟 覧 | 拓 本 | 模 写 模 造 撮 影 |
| 研 究 の 目 的 | | | |

様式第2号（第8条関係）

兵庫県立考古博物館利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 ー ー 番

次のとおり申請します。

| | |
|---------------------------------|------------------------|
| 利 用 目 的 | |
| 利 用 室 名 | |
| 期 間 | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで |
| 利 用 者 数 又 は 推 定 数 入 場 者 数 | |
| 備 考 | |

様式第 3 号 (第11条関係)

兵庫県立考古博物館観覧料等還付請求書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

電話 - - 番

次のとおり申請します。

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| 許可の年月日及び 番 号 | 年 月 日 第 号 |
| 返 還 請 求 の 内 容 | ※還付金の内訳 |
| 利 用 等 の 日 時 | 年 月 日から (日 時間) 月 日 日まで |
| 既 納 付 額 | 円 |
| 返 還 を 受 け よ う と す る 理 由 | |
| ※ 還 付 率 | パーセント |
| ※ 還 付 額 | 円 |

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

2 領収書等納付したことを証する書類を添付してください。



兵庫県立海洋体育館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平 田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第14号

兵庫県立海洋体育館管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立海洋体育館管理規則（昭和59年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
様式第1号中

| | | | |
|-------|--|-----------|--|
| 研 修 室 | | 和 室 会 議 室 | |
|-------|--|-----------|--|

を

| | | | |
|-----------|--|-------|--|
| 研 修 室 | | 会 議 室 | |
| 和 室 会 議 室 | | (削除) | |

に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県立奥猪名健康の郷^ま管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平 田 幸 廣

兵庫県教育委員会規則第15号

兵庫県立奥猪名健康の郷^ま管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立奥猪名健康の郷^ま管理規則（平成4年兵庫県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第2号中「までの日」を「までの間において、教育委員会が定める日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1項第2号の規定に基づく権限については、指定管理者が、あらかじめ教育委員会に協議して行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。